



福島医発第2417号（地）

平成25年 1月16日

各医師会長殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
（ 公 印 省 略 ）

在宅酸素療法における火気の取扱いについて（注意喚起）

標記の件につきまして、平成24年1月4日付福島医発第2306号（地）にてお知らせしていますが、依然として在宅酸素療法を受けている患者が、喫煙などが原因と考えられる火災によって死亡するなどの事故が発生しております。そこで、改めて厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室より日本医師会を通じて別紙のとおり注意喚起がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対しては下記の点について十分注意喚起されますよう貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1) 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となること。
- 2) 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないこと。特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないこと。
- 3) 火気の取扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはないので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入すること。

(法安 119)F
平成 24 年 12 月 26 日

都道府県医師会
医療安全担当理事殿

日本医師会常任理事
高 杉 敬 久

在宅酸素療法における火気の手扱いについて(注意喚起)

今般、厚生労働省医薬食品局安全対策課安全使用推進室より別添のとおり「在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による死亡事例について(2例追加公表)」という報道発表が行われました。

在宅酸素療法における火気の手扱いにつきましては、既に平成 23 年 12 月 27 日(法安 97)F でお知らせしていますが、依然として在宅酸素療法を受けている患者が、喫煙などが原因と考えられる火災によって死亡するなどの事故が発生しています。

よって、改めて在宅酸素療法を受けている患者やその家族等に対しては下記の点について十分注意喚起をされますよう貴会管下会員へのご周知方よろしく願いいたします。

記

- 1) 高濃度の酸素を吸入中に、たばこ等の火気を近づけるとチューブや衣服等に引火し、重度の火傷や住宅の火災の原因となること。
- 2) 酸素濃縮装置等の使用中は、装置の周囲2m以内には、火気を置かないこと。
特に酸素吸入中には、たばこを絶対に吸わないこと。
- 3) 火気の手扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはないので、過度に恐れることなく、医師の指示どおりに酸素を吸入すること。

以上





報道関係者 各位

平成24年12月19日

【照会先】

医薬食品局安全対策課安全使用推進室

室長補佐 高畑 正浩（内線2751）

（代表電話）03（5253）1111

（直通電話）03（3595）2435

（FAX）03（3508）4364

在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災 による死亡事例について（2例追加公表）

本日、一般社団法人日本産業・医療ガス協会より、在宅酸素療法を実施している患者居宅で発生した火災による死亡事例が2例追加公表されましたので、お知らせします。

在宅酸素療法とは、慢性呼吸不全の患者が、酸素濃縮装置（酸素を患者に送るためのチューブを含む）、液化酸素及び酸素ボンベ（以下、「酸素濃縮装置等」）を用いて自宅で高濃度の酸素吸入をする治療法です。

酸素濃縮装置等は、適切に使用すれば安全な装置ですが、酸素は燃焼を助ける性質が強いガスですので、酸素濃縮装置等には火気を近づけてはならない旨、添付文書や取扱説明書に記載されています。

しかし、在宅酸素療法を受けている患者が、喫煙などが原因と考えられる火災により死亡するなどの事故が繰り返し発生しています。

これまでも厚生労働省のホームページ等で注意を呼びかけていますが、在宅酸素療法を受けている患者やその家族等は、酸素吸入時にはたばこを吸わないで下さい。また、酸素濃縮装置等の周辺でのストーブ等の火気の取扱いについては改めて十分にご注意下さい。

（参考）追加事例

発生年月	場所	年齢（性別）	被害状況	原因（推定含）
平成24年6月	岡山県	80代（男）	死亡	喫煙
平成24年11月	京都府	70代（女）	死亡（焼死）	（不明：ストーブか）

厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003m15.html>

在宅酸素療法を実施している 患者居宅で発生した火災による重篤な健康被害の事例

日本産業・医療ガス協会公表資料

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
在宅酸素部会

当協会会員会社において、平成15年10月以降に発生した「在宅酸素療法実施中の患者居宅で発生した火災による重篤な健康被害の事例」を調査・集計しましたのでご報告致します。

各会員会社では、在宅酸素療法を行う患者様ならびにご家族に対し、機器設置および定期点検などの機会に、安心して安全に使っていただけるよう機器の使用方法および注意点などについてご説明致しております。

また、一層の安全対策が図られるよう、酸素吸入中の喫煙および火気の危険性を充分ご説明し、火災事故防止のため引き続き努めて参ります。

＜報告の基準＞

「在宅患者居宅にて火災が発生し、患者様が死亡ないし重体もしくは重傷を負った場合」
(火災の発生を喫煙のみに特定せず、原因が特定できない場合でも報告に含む。)

日本産業・医療ガス協会 医療ガス部門まとめ(平成24年11月末時点)

No	発生年月	場所	年齢(性別)	被害状況	原因(推定含)
1	平成15年12月	静岡県	70代(男)	死亡(焼死)	喫煙
2	平成16年5月	東京都	80代(女)	死亡	(不明:火元は台所)
3	平成17年2月	栃木県	70代(男)	死亡	喫煙
4	平成17年3月	広島県	60代(男)	死亡(焼死)	喫煙(寝タバコ)
5	平成17年3月	福島県	80代(男)	死亡(焼死)	漏電(電気敷布)
6	平成17年7月	兵庫県	60代(男)	死亡(焼死)	喫煙
7	平成17年11月	広島県	70代(男)	死亡(焼死)	(不明:寝タバコ)
8	平成18年3月	岡山県	80代(男)	死亡(焼死)	(不明)
9	平成18年5月	東京都	80代(男)	死亡(火傷)	煙草の不始末
10	平成18年8月	京都府	80代(女)	死亡(一酸化炭素中毒)	喫煙(寝タバコ)
11	平成18年8月	兵庫県	60代(女)	重症(火傷)→死亡	喫煙
12	平成18年10月	京都府	70代(男)	死亡(焼死)	喫煙
13	平成18年12月	京都府	10代(女)	死亡	ストーブ
14	平成19年3月	長野県	50代(男)	死亡(焼死)	喫煙
15	平成19年3月	愛知県	40代(男)	死亡(焼死)	(不明)
16	平成19年4月	千葉県	60代(男)	死亡(焼死)	(不明)
17	平成19年5月	兵庫県	80代(女)	重症(顔火傷)	喫煙
18	平成19年11月	福島県	80代(男)	死亡	喫煙
19	平成19年12月	東京都	80代(女)	死亡	(不明:火元は台所)
20	平成20年3月	山口県	70代(女)	死亡	喫煙
21	平成20年11月	東京都	70代(男)	死亡	ライターで線香に着火
22	平成21年1月	奈良県	90歳以上(男)	死亡(焼死)	ストーブ
23	平成21年2月	鹿児島県	50代(男)	死亡(焼死)	喫煙
24	平成21年3月	千葉県	80代(男)	死亡(焼死)	ストーブか仏壇
25	平成21年5月	埼玉県	70代(女)	死亡(焼死)	(不明:電源タップ付近)
26	平成21年10月	京都府	80代(男)	死亡(焼死)	喫煙
27	平成21年11月	兵庫県	60代(女)	死亡(焼死)	(不明)
28	平成21年12月	東京都	70代(男)	重症(火傷)→死亡	(不明)
29	平成22年1月	大阪府	80代(男)	重症(火傷)→死亡	喫煙
30	平成22年9月	神奈川県	60代(男)	死亡(焼死)	(不明:煙草の不始末か)
31	平成22年9月	東京都	70代(男)	死亡(焼死)	(不明:喫煙者でない)
32	平成22年11月	徳島県	80代(男)	死亡(焼死)	(不明)
33	平成23年1月	大阪府	40代(女)	死亡	(不明:喫煙か)
34	平成23年1月	兵庫県	80代(男)	死亡(焼死)	(不明)
35	平成23年4月	長野県	70代(女)	死亡(焼死)	煙草の不始末
36	平成23年4月	岡山県	60代(男)	死亡(焼死)	煙草の不始末
37	平成23年9月	和歌山県	70代(男)	死亡(焼死)	(不明:ローソクか)
38	平成24年6月	岡山県	80代(男)	死亡	喫煙
39	平成24年11月	京都府	70代(女)	死亡(焼死)	(不明:ストーブか)

※
※

(※印:平成24年12月更新分)



火気厳禁

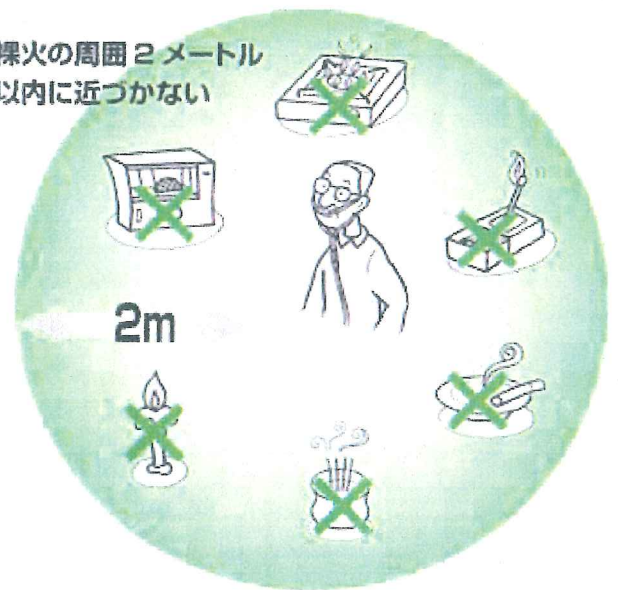


禁煙

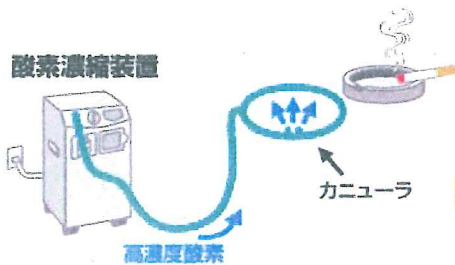
在宅酸素療法での火気との距離制限

1. 酸素濃縮装置、酸素ボンベ、
液化酸素容器からは
..... **2m以上**
2. 液化酸素を設置型装置(親容
器)から携帯型装置(子容器)
に移充填するときは
..... **5m以上**
3. 吸入用のカニューラ、携帯型
の酸素ボンベや液化酸素装
置及び延長チューブ、吸入中
の患者自身も火気の**直近**に
近寄ってはならない

裸火の周囲2メートル
以内に近づかない



酸素濃縮装置

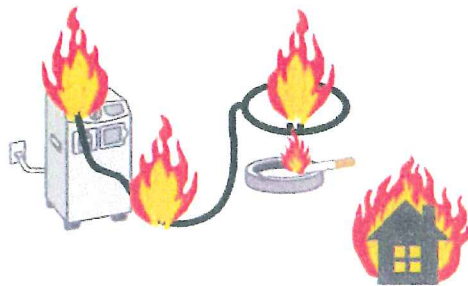


カニューラ

高温度酸素

一度消えたはずの火が、再度点火することもあります。

タバコなどの火が近付いた場合



一度火がつけば、すごい勢いで火が燃え移ります！

出典：(独)医薬品医療機器総合機構 医療安全情報 No4 2008年6月

※ 火気の手扱いに注意し、取扱説明書どおりに正しく使用すれば、
酸素が原因でチューブや衣服等が燃えたり、火災になることはありません。

在宅酸素療法時は、 たばこ等の火気のご注意下さい。

酸素は、燃焼を助ける性質が強いガスであり、火を近づけると大変危険です。
酸素濃縮装置等*の使用中には、火気のご注意下さい。

(* 酸素濃縮装置、液化酸素及び酸素ボンベ)

特に、喫煙に関連した火災事例が多く発生しています。
患者はもちろんその周りの人も
**酸素吸入中は、絶対に
たばこを吸わないで下さい。**

※ また、酸素を吸入していない際も、医師の指導に従い、禁煙を守って下さい。

タバコを吸おうとした場合



【出典】PMDA医療安全情報No.4

◎ 装置の使用中は、周囲2m以内に火気を置かないで下さい。



【出典】PMDA医療安全情報No.4



禁 煙



火気厳禁

◎ 酸素濃縮装置等は、正しく使用すれば安全な装置です。
医師の指示を守って、安心して治療を受けて下さい。
また、治療を受けている患者へのご理解を宜しくお願いいたします。

(参考) ○PMDA医療安全情報No.4 「在宅酸素療法時の喫煙などの火気取扱いの注意について」

(URL) http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryo_anzen04.pdf

○一般社団法人 日本産業・医療ガス協会ホームページ

(URL) <http://www.iimga.or.jp/medical/special/dvd01.html>

○神戸市消防局ホームページ「在宅酸素療法中の火災危険について」

(URL) <http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/information/zaitakusanso.html>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために

(問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局安全対策課 電話:03-5253-1111(代表)

在宅酸素療法時の火気のご注意に関する詳細は、

厚生労働省ホームページをご覧ください。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/>